

矢板市建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、矢板市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格及び施工能力等の評価に加え、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された内容を確実に実現できるかを審査した上で、総合的に評価し、落札者を決定する方式（以下「施工体制確認型総合評価落札方式」という。）の試行に關して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行う工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性及び施工計画等（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。
- (2) その他必要と認める工事。

(総合評価の方法等)

第3条 施工体制確認型総合評価落札方式は、様式第1－2号によるもの（以下「標準設定」という。）とする。

2 施工体制確認型総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定によるものとする。なお、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内でない者の入札は無効とする。

- (1) 総合評価点：価格点、価格以外の評価点及び施工体制評価点を総合した評

評価点

- (2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点：施工能力等から算定した評価点
- (4) 施工体制評価点：品質確保のための施工体制確認審査（以下「施工体制確認審査」という。）により算定した評価点

3 前項各号の評価点は、別記1の「総合評価点算定基準」に基づき予定価格に応じて配点するものとする。

4 落札者を決定するための基準を標準設定以外で定める必要がある場合は、矢板市建設工事等請負者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の承認を受けた上で、評価区分の加除及び配点を変更できるものとする。

（基準の審査）

第4条 事業主管課長は、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について、選考委員会の審議に付するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第5条 事業主管課長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を、様式第3号により聴かなければならない。

2 事業主管課長は、前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

3 事業主管課長は、前項の規定による意見聴取において、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとする

きに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を様式第4号により聴かなければならない。

(落札者決定基準の決定)

第6条 事業主管課長は、落札者決定基準について、第5条第1項の規定による意見聴取の後、選考委員会の審議に付して決定するものとする。ただし、第5条第1項の規定による意見聴取により意見が述べられなかった場合には、審議を省略し決定できるものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 入札担当課長は、入札参加者に対し入札公告又は入札説明書により次の事項を周知するものとする。

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 評価項目算定資料を提出すること。
- (3) 必要に応じ施工体制確認審査資料を提出すること。
- (4) 必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取すること。
- (5) 落札者決定基準及び落札者決定の方法に関すること。
- (6) 総合評価に関する評価結果が公表されること。
- (7) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。
- (8) その他必要と認める事項

(価格以外の評価等)

第8条 入札者は、価格以外の評価を行うために必要な資料（別記2）（以下「評価項目算定資料という。」）を入札担当課長が定めた日時までに、提出しなければならない。なお、提出した評価項目算定資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできない。

2 事業主管課長は、入札者から提出された評価項目算定資料に基づき価格以外の

評価点を算定し、様式第 1 - 1 号により矢板市ホームページに掲載して公表するものとする。なお、評価項目算定資料が未提出の場合は、価格以外の評価点を 0 点とするものとする。

3 入札者は、前項により公表された日の翌日まで、自らの評価点について様式第 5 号により疑義の照会ができるものとする。

4 事業主管課長は、前項の疑義の照会に対して様式第 6 号により回答するものとする。なお、価格以外の評価点を修正した場合は、矢板市ホームページに掲載し公表するものとする。

5 事業主管課長は、疑義照会が終了した後、価格以外の評価点を決定するものとする。

(施工体制の評価等)

第 9 条 事業主管課長は、入札書が無効でない者のうち、矢板市低入札価格調査制度事務処理要領第 6 条第 3 項において失格となった者を除き、次の各号に基づき施工体制確認審査を実施するものとする。

(1) 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、「施工体制確認審査資料作成要領」に定める審査資料（以下「審査資料」という。）の提出は求めず、施工体制評価点を 0 点とするものとする。

(2) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、開札後、審査資料の提出を求めるものとし、様式第 7 号により通知するものとする。

(3) 前号により通知を受けた者は、事業主管課長が定めた日時までに、審査資料を提出するものとする。なお、提出した審査資料の書換え、引換え、追加又は

撤回をすることはできないものとする。

- (4) 施工体制確認審査を辞退する場合には、施工体制確認審査辞退届（様式第 8 号）を速やかに事業主管課長へ提出するものとする。なお、審査資料が未提出の場合は、審査辞退とみなすものとする。
- (5) 事業主管課長は、入札者から提出された審査資料をもとに審査をし、施工体制評価点を 0 点又は－10 点とするものとする。なお、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取し、審査に反映することができるものとする。意見聴取に応じない者については、審査辞退とみなすものとする。
- (6) 審査辞退した者の施工体制評価点は－10 点とするものとする。

（落札者決定の方法）

第 10 条 次の要件を満たす者を対象に総合評価を行うものとし、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札書が無効でない者

(2) 矢板市低入札価格調査制度事務処理要領第 6 条第 3 項において失格でない者

2 総合評価点の最も高い者が 2 者以上いる場合は、当該候補者に連絡の上、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該候補者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

3 入札担当課長は、第 5 条第 3 項の規定による落札者を決定しようとするときの意見聴取において、学識経験者から意見が述べられた場合には、選考委員会の審議に付して落札者を決定するものとする。

（入札結果の公表）

第 11 条 入札担当課長は、落札者が決定したときは、様式 1－1 号により矢板市ホームページに掲載し総合評価の結果を公表するものとする。

（評価内容の確保）

第 12 条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

2 原則、受注者から入札時に提出された施工計画が、受注者の責により施工されていない等は、工事成績評定を減ずる措置を講じることとする。

(秘密の保持)

第 13 条 総合評価の結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第 14 条 事業主管課長は、本試行要領の執行に関して疑義が生じた場合は、選考委員会において協議し対応するものとする。

2 施工体制確認型総合評価落札方式は、別記 3 の「フロー図」を事務の標準とする。

附 則

1 この要領は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

2 矢板市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成 19 年 8 月 1 日適用）は廃止する。